平成２３年（フ）第９８２号
大阪府松原市松ケ丘１丁目12番16―710号
債務者　松宮　貞子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１００３号
大阪府河内長野市栄町31番14号
債務者　久保　真紀
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１００９号
大阪府松原市天美我堂２丁目208番地の４
債務者　北川加代子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０２９号
堺市西区平岡町185番地12　ノバカネイチ津久野台2012号
債務者　中野　富美
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０４０号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地２号棟631号室
債務者　長尾　紘子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０８４号
堺市堺区南三国ヶ丘町６丁５番28―105号、前住所堺市堺区南三国ヶ丘町４丁１番10―218号
債務者　坂本　美俊
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０８９号
大阪府松原市別所５丁目21番22―106号
債務者　笠原　理砂（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０９６号
堺市中区深阪1943番地　ヴィラ藤原102号
債務者　太田　　学
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３７１号
福岡市南区柏原５丁目17番10号
債務者　森　　義勝
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５９号
山形県鶴岡市日吉町９番28号
債務者　齋藤　順子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第６０号
山形県鶴岡市東新斎町２番29号
債務者　渡部　一男
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第２９２号
神奈川県厚木市酒井2090番地15
債務者　牧　　栄子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４１６号
神奈川県伊勢原市下落合625番地の３　ルミエールタケヒ202号
債務者　岡元　レミ（旧姓外崎）
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４５８号
神奈川県厚木市恩名４丁目５番９号
債務者　内海　久江
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４６０号
神奈川県厚木市金田57番地10　ファミーユミネ102
債務者　大島　信彦
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４７９号
神奈川県平塚市桜ケ丘５番45号　ウインディア湘南Ｄ―105
債務者　佐野　栄一
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１７４７号
愛知県半田市大池町１丁目45番地　グレイスメゾンＹ．Ｓ101号
債務者　加藤　　茂
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部